

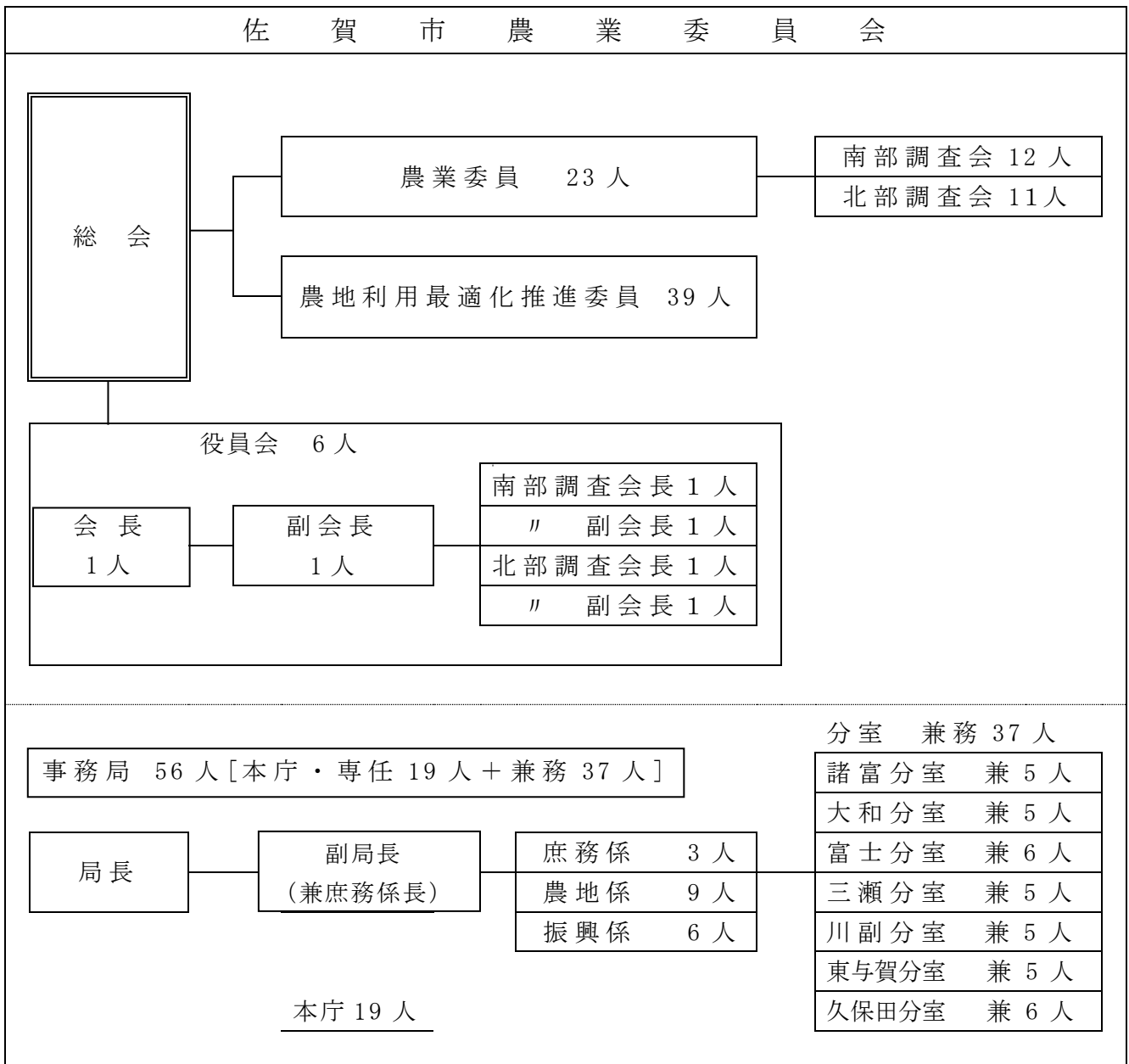
# 農業委員会 1-4

## (1) 委員定数

委員の名称	委員数	任期
農業委員	24人	令和3年4月1日～令和6年3月31日
農地利用最適化推進委員	39人	令和3年4月1日～令和6年3月31日

- ・法改正に伴い、平成30年度から新体制に移行し、令和3年4月1日から新制度移行2期目
- ・農業委員は、議会の同意を得て市長が任命
- ・農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱

## (2) 構成



○農業委員会関係会議（令和4年度の開催状況）

会議名	回数	内容	会議名	回数	内容
総会 （通常）	1	事業計画、事業報告ほか	役員会	10	委員会の運営に関する事項ほか
定例総会 調査会 現地調査	12	} 月1回 申請案件等の 処理	農業者年金	5	農業者年金に関する事項
	24		グループ		
	23		広報グループ	6	広報等に関する事項

(3) 事務局事務分掌

区分	職名及び職員数		備考
	局長	1	
	副局長	1	
本 庁	庶務係 （直通） 40- 7340	副局長兼 係長 主査 2	(1) 2 3 4 5 6 7 8 1 公印の管理に関する事 2 所属職員の任免、服務その他人事に関する事 3 文書の収受、発送及び保存に関する事 4 予算・決算に関する事 5 物品の請求、備品の管理、消耗品の受払保管に関する事 6 条例、規程等の整備に関する事 7 総会及び役員会に関する事 8 他の係の所管に属しない事
	農地係 （直通） 40- 7341	主幹兼係長 主幹 主査 主事 3	1 2 3 4 5 1 農地法関係事務及び総会、調査会に関する事 2 農地利用状況調査（農地パトロール）に関する事 3 農地利用意向調査に関する事 4 遊休農地の発生防止・解消に関する事 5 農地紛争の和解の仲介に関する事
	振興係 （直通） 40- 7342	主幹兼係長 主幹 主査 主事 再任用 1 1 2 1 1	1 2 3 4 5 6 7 8 1 利用権設定等促進事業に関する事 2 農地売買等特例事業に関する事 3 農業者年金に関する事 4 農地等利用最適化推進施策に関する意見書に関する事 5 農業委員会活動の啓発・広報に関する事 6 農地中間管理機構との連携に関する事 7 農地等の贈与・相続に伴う納税猶予に関する事 8 その他農業振興に関する事
計		19	

#### (4) 所管事務分掌

##### ①農地係関係

農地法の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律・国土利用計画法・都市計画関係諸法との関連に配慮しつつ、農業生産の場である農地の確保と、計画的な農地の有効利用を図ります。

##### ア 農地法関係事務及び総会、調査会

(ア) 農地法第 3 条（農地を農地のまま権利の移転、設定をする場合）許可申請については、農地法第 3 条第 2 項各号の規定により、調査会及び総会で審議・決定をします。

また、相続等により農地の権利を取得した者についても、第 3 条の 3 の規定による届出の処理を行います。

(イ) 農地法第 4 条（自らの農地を農地以外の目的に供する場合）及び第 5 条（農地の権利移転等を伴って農地を農地以外の目的に供する場合）の規定に基づく転用許可申請については、農地転用許可基準に基づき、調査会及び総会で審議・決定をします。

(ウ) 農地法第 18 条第 1 項（農地の賃貸借の解約等をする場合）の許可申請については、同条第 2 項の規定に基づき、調査会及び総会で審議・決定をします。

(エ) その他、農地法に基づく届出書及び諸証明等の事務処理については、適正かつ迅速に処理を行います。

##### イ 農地利用状況調査（農地パトロール）

農業委員会が、管内全ての農地の利用状況について調査を行い、遊休農地がある場合には是正指導等を行います。

##### ウ 農地利用意向調査

農地利用状況調査により判明した遊休農地に関しては、所有者等への意向調査を行い、農地の有効活用を推進します。

##### エ 遊休農地の発生防止・解消

農地の有効利用を図るため、遊休農地の発生防止及び解消に向けて、ホームページ等での啓蒙活動を行うとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施し、遊休農地の解消に努めます。

##### オ 農地紛争の和解の仲介

農地の利用関係をめぐる紛争が生じた場合は、農地法に基づき対処します。

##### ②振興係関係

##### ア 利用権設定等促進事業の推進

意欲ある農業者に対する農用地の利用集積、これらの農業者の経営管理の合理化を図り、農業経営基盤の強化を促進するため、農業振興地域内の農地について、利用権設定等促進事業（農用地の利用権設定等を促進する事業）を推進します。

##### イ 農地売買等特例事業の推進

農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）に売却相談があった農地を、農業経営の規模拡大等を考えている担い手（認定農業者等）に、農地利用最適化推進委員等があっせん（仲介）を行い、売買の調整ができたものについて、県農業公社が買入れた後、担い手に売渡す農地売買等特例事業を推進しま

す。

ウ 農業者年金事業の推進

農業者年金事業を通じて、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業経営の担い手の確保に努めます。

エ 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出

農業委員会活動の中で得られた知見等に基づき、農地利用最適化の推進をより効率的かつ効果的に実施するため、農地等利用最適化推進施策に関する意見書を市長へ提出します。

オ 農業委員会活動の周知・啓発

毎年1月に発行する「さがし農業委員会だより」に、農業委員・農地利用最適化推進委員や担い手の紹介、農業者年金の加入推進や全国農業新聞の購読推進、農地の売買・転用・利用権設定の手続きに関する情報などを掲載し、市内の農業者等に対して、農業委員会活動の周知・啓発を行います。

カ 農地中間管理機構との連携

農地中間管理機構（佐賀県農業公社）が持つ農地の中間保有機能を活用して、担い手への農地の利用集積を促進し、農業経営体の育成・確保を図ります。

キ 農地等の贈与・相続に伴う納税猶予制度の周知等

農業後継者が生前一括贈与により農地を取得した場合、また、相続人が相続又は遺贈により農地を取得した場合には、それぞれに贈与税、相続税の納税猶予制度が設けられています。農業後継者の育成と農地の分散防止のため、農地等の納税猶予制度の周知及びその制度に付随する事務手続き等を行います。

ク その他農業振興関係事務

農地所有適格法人に対する指導や家族経営協定の推進など、農業振興上必要な事務等を行います。

(5) 令和4年度における取扱状況

① 各地区別農地関係取扱状況

区分 地区	3条(注1)		18条(注2)		4条(注3)				5条(注4)				処理 件数
	許可		通知		許可(注5)		届出(注6)		許可(注5)		届出(注6)		
	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	
北川副	5	3,328.60	8	35,926.15	0	0.00	2	594.00	6	795.10	1	32.00	22
本庄	1	4,386.00	7	36,315.25	3	761.00	0	0.00	3	2,609.25	2	1,191.00	16
西与賀	0	0.00	8	18,639.00	2	107.15	0	0.00	16	10,360.12	0	0.00	26
嘉瀬	4	29,083.00	13	96,876.00	3	1,067.66	0	0.00	5	9,611.24	0	0.00	25
鍋島	4	3,779.00	8	21,077.30	2	5,764.00	2	662.00	18	20,167.00	1	423.00	35
高木瀬	1	2,881.00	1	3,507.00	3	914.70	4	2,445.59	3	5,193.00	3	1,041.00	15
金立	7	13,474.99	9	46,133.00	3	365.00	0	0.00	12	9,466.00	0	0.00	31
久保泉	6	9,713.00	6	15,814.00	3	2,320.00	0	0.00	11	10,021.00	0	0.00	26
巨勢	1	876.00	4	10,447.15	6	1,023.15	1	204.00	2	288.10	2	330.00	16
蓮池	4	19,235.00	1	18,352.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	5
兵庫	7	18,046.00	10	59,285.00	3	1,526.00	0	0.00	5	767.20	1	502.28	26
中央	0	0.00	0	0.00	0	0.00	19	3,852.80	0	0.00	11	2,241.76	30
諸富	2	179.14	12	50,565.00	0	0.00	0	0.00	5	5,531.11	6	10,776.00	25
大和	39	64,331.64	5	1,609.64	7	4,991.27	3	775.00	42	33,794.09	7	2,773.00	103
富士	11	27,461.00	2	15,978.00	4	4,751.00	0	0.00	2	2,533.00	0	0.00	19
三瀬	6	12,738.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	2,662.00	0	0.00	7
川副	24	64,085.11	89	372,035.50	6	2,668.28	0	0.00	10	14,987.13	0	0.00	129
東与賀	8	74,038.00	6	10,764.00	3	875.64	0	0.00	4	3,148.00	0	0.00	21
久保田	2	4,057.00	15	87,623.00	1	39.00	0	0.00	7	24,128.00	0	0.00	25
計	132	351,692.48	204	900,946.99	49	27,173.85	31	8,533.39	152	156,061.34	34	19,310.04	602
注釈	(注1) 3条 農地のまま権利移転するための許可						(注2) 18条 賃借権の合意解約の通知						
	(注3) 4条 権利移転を伴わない農地の転用						(注4) 5条 権利の移転を伴う農地の転用						
	(注5) 許可 市街化区域以外の転用						(注6) 届出 市街化区域内の転用						

② 農業経営基盤強化促進事業実績

年	利用権設定		所有権移転		合計	
	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )
令和4年度	1,236	7,577,162.20	102	510,992.54	1,338	8,088,154.74



#### (4) 運賃制度

##### ① 乗合バス運賃（令和元年 10 月 1 日改定）

ア 全線対キロ区間制

イ 基本運賃率 1 人 1 キロ当たり 40 円 70 銭を基準とする。（初乗り運賃：160 円）

ウ 佐賀県内民営バス基準運賃率（令和元年 10 月 1 日）

昭和自動車株式会社 44 円 10 銭

西日本鉄道株式会社 31 円 80 銭

祐徳バス株式会社 45 円 20 銭

エ 定期券の割引率（単位：％）

適用期間	通 勤		通 学		小児（通学）	
	15 km までの 部 分	15km を超える 部 分	15 km までの 部 分	15km を超える 部 分	15 km までの 部 分	15km を超える 部 分
1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	35.00	50.00	50.00	80.00	75.00	80.00
2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	36.30	51.00	51.00	80.40	75.50	80.40
3 ヶ月以上 4 ヶ月未満	38.25	52.50	52.50	81.00	76.25	81.00
6 ヶ月以上 7 ヶ月未満	41.50	55.00	55.00	82.00	77.50	82.00

オ 特殊定期・特殊制度

i 片道定期

通勤、通学定期の半額（同一方向のみの定期券）

ii 回数券共通乗車制度

昭和 63 年 7 月 1 日から回数乗車券による県内共通乗車制度実施（高速バスを除く）

（市営、昭和、祐徳、西鉄、西肥、ジェイアール九州バス）

※市営バスでの回数券の販売は平成 29 年度で終了

iii 1 日乗車券（紙版、デジタル版）

全線フリー乗車券、指定区域フリー乗車券の 2 種類

iv ワンコイン・シルバーパス券

65 歳以上を対象にした、1 乗車につき 100 円の全線フリー定期券

v ノリノリワイド

中学生、高校生に限り、市営バスの全路線（臨時バスを除く）が乗り放題になるフ

リー定期券 1 か月 4,000 円、3 か月 11,000 円、6 か月 20,000 円

※令和 4 年 10 月価格改定後の金額

vi 昼のりワイド

利用時間限定（9 時から 16 時まで）で市営バスの全路線（臨時バスを除く）が乗

り放題になるフリー定期券 1か月 4,000円、3か月 11,000円、6か月 20,000円  
 ※令和4年10月価格改定後の金額

vii 乗り継ぎ割引「のりわり」

交通系ICカード「nimoca」を利用し、同一停留所で60分以内に市営バス同士を乗り継いだ場合、最大50円運賃を割り引くサービス

viii えびす駐車券利用制度

中心市街地共通駐車サービス券を市営バスの乗車券として利用できる制度

(5) 路線運行系統及び停留所

区 分		令和5年4月1日現在	
免許路線キロ		195.70km	
営業路線キロ		166.82km	
休止路線キロ		28.88km	
運 行 系 統	全系統数	82系統	
	系統 キロ 数	最長	24.7km
		最短	2.0km
		平均	10.2km
停 留 所	全停留所数	362箇所	
	区 間 キ ロ 数	最長	5.8km
		最短	0.1km
		平均	0.4km

(6) 運輸成績

年度	区分	在籍車両数 (両)	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	実働率 %	総走行キロ (km)	輸送人員 (人)	運送収入 (千円)
平成30年度		71	25,543	20,712	81.1	2,504,480	3,254,147	657,810
令和元年度		68	26,238	20,541	78.3	2,483,047	3,301,326	659,984
令和2年度		70	24,846	19,008	76.5	2,367,065	2,428,977	481,758
令和3年度		70	25,559	19,030	74.5	2,369,264	2,642,142	492,837
令和4年度		71	26,006	19,008	73.1	2,346,778	3,136,231	552,007



**(7) 決算状況**

## ① 収益の収入及び支出

(単位：千円)

年度 区分	平30	令元	令2	令3	令4
収入 ①	1,115,259	1,074,024	1,077,790	1,024,928	1,088,379
支出 ②	1,101,799	1,065,445	1,014,385	1,025,435	1,044,479
純損益	13,460	8,579	63,405	△ 507	43,900
累積損益	236,826	245,405	308,809	308,302	352,202

## ② 資本的収入及び支出

(単位：千円)

年度 区分	平30	令元	令2	令3	令4
収入 ③	67,908	74,441	70,091	46,923	24,775
支出 ④	133,090	139,529	126,422	100,508	115,835

**(8) 財政収支状況**

(単位：千円)

年度 区分	平30	令元	令2	令3	令4
収入 ①+③	1,183,167	1,148,465	1,147,881	1,071,851	1,113,154
支出 ②+④-⑤	1,112,045	1,124,259	1,044,347	1,094,727	1,085,729
単年度 資金収支	71,122	24,206	103,534	△ 22,876	27,426
累積資金 収支	336,101	360,307	463,841	440,965	468,391

※ ⑤損益勘定留保資金